

## 平成28年度 給水装置・排水設備工事及び水道施設工事に関する担当者会議

日 時:平成29年2月8日(水) 13:30～14:45

場 所:上下水道局1階101会議室

出席者:水道整備課:岩崎和弘課長補佐兼管理係長、蛭原隆文整備係長  
横山智一主査

給排水設備課:福元誠課長補佐兼管理係長、田中英夫主幹兼給水装置係長  
荒木良一副主幹兼排水設備係長

下水道整備課:後藤章二課長補佐兼管理係長、黒川浩太郎維持係長

出席者:宮崎管工事協同組合

前田昭彦副理事長、田上満則理事、坂本史郎理事(工事委員長)  
牧寄正成事業部長

### 《会議録》

前田副理事長あいさつ

上下水道局様には日頃よりお世話になっております。それを踏まえて現場がスムーズに行くこと、施主様の負担が過剰にならないように進めていきたいスタンスで取り組んでおります。最後までよろしく願います。

質問及び意見	
1 給水装置工事に関すること	
質問	回答(給排水設備課)
1 中間・出庫前・完成検査にはできるだけ同じ人が来てほしい。 (理由:現場には立ち入り禁止の場所、さわってほしくない場所、危険な場所が多い。その現場に一度来たことがある人のほうが、検査がスムーズに行けるとともに、事故防止につながるため。)	中間・出庫前・完成検査時に一度来たことがある人の方が望ましいと思いますが、適格性からとらえると同じ人が見るより複数の検査員が見た方が正確ではないかと思われます。また、可能な限り配慮はしますが、完成検査の趣旨を御理解して頂き、ご協力をお願いします。
2 申請書類のサイズ統一(給水A4にしてほしい) (理由:図面の文字が小さいとよく言われ、できるだけ見やすい図面を書くように心がけるが、様式をA版にかえて頂ければ用紙が大きいので図面を書くこちらも助かる。)	申請書類のA4統一については、理解しておりますが、保管している書類(台帳)の保管場所の関係ですぐには出来ない状況にあります。改善に向けては、検討して参りますので、それまでの間、従来どおりのご協力をお願いします。
3 検査員の検査の方法にばらつきがあるので、統一して欲しい。	検査員の検査の方法のばらつき解消のため検査マニュアルを作成し統一化を図ったところです。また、今後とも検査員間の情報等の共有化を図りながら、ご要望に応じて参ります。平成27年度までは検査リストでしていたが、変更しました。検査マニュアルは公表はできない。現在、検査員9名で年数は10年～1年の人たちである。前歴は水道経験がある者ではないが、業務引継ぎで十分対応している。
4 給水申請の受付を昼からも受けてもらいたい。PM2:00くらいまででも。	受付時間帯等の問題については、十分承知しているところです。確かに午前の受付のみ11時30分までとなり、午後からは関係業者との打ち合わせや現地調査、事務処理業務などとしております。現在の体制では、かなり厳しい状況がありますので、従来通りでお願いしたいと思います。なお、体制の改善に向けては努力して参ります。

質問及び意見		
5	完了検査を月1回でも休日にしてほしい！	原則休日の検査は行っていません。施主様の要望があるとは思いますが、完了検査は入居前の状態が望ましいので、なるべく余裕を持って検査日を計画していただきたい。嘱託職員が検査員であるのでできない事情がある。上下水道検査は職員が2名で同時に検査しています。分岐穿孔工事の土曜日施工の場合は局職員が立会います。
<b>2 排水設備工事に関すること</b>		
1	農集申請書と下水申請書を統一してほしい。	公共下水道と農業集落排水とは、関係法令や事業の内容が異なるため、手続きの間違いを防止し、台帳管理を的確に行なうため、現在申請書を色分けしています。事前調査の段階で処理区域の確認をお願いします。
2	注文書提出について昨年、契約金額について触れる人がいるという意見を出したが、改善されていない。コンプライアンスの観点から、注文書添付をしなくていいように強く希望する。	排水設備等新設等計画確認申請書の「契約添付」は、施主と指定工事店が排水設備の改造工事の内容等について合意がなされていることの証として、お願いしています。また、契約金額に触れる人がいるという意見ですが、これにつきましては、課内におきまして再度指導して参ります。
3	建築確認済証をそれぞれの部署に提出していますが、どこか一つの部署に提出し、あとは水道局内で共有してほしいです。業者の経費削減に協力いただきたいです。	建築確認済証を水道局で共有することについては、受付時において申請の内容がそれぞれ違うことから、共有することが困難なため、現行どおりでお願いします。 建築確認申請書で、納付書を送付するための最終確認とともに、そこに住宅が建築されること、住所などの突合せ確認をするために必要となるためです。 確認申請が出されると同時に施工しなければならない場合は、事前着工届で対応して頂きたい。
4	排水の例規集を作成してほしいです。	例規集については、編集が完了したのからデータでお渡しします。今後は、例規関係について変更が生じた場合は、その都度ご連絡します。 冊子については費用の問題があるので難しいと考えております。ホームページでデータを閲覧・ダウンロードできるようにしたい。
5	水道局のHPに掲載されていない様式がある。(ディスプレイシステム協議書等)すべて掲載してほしい。	申請時において必要な図書等については、HP上で閲覧できるようにします。
6	給水同様、排水の図面閲覧ができるようにしてほしい。	過去の申請書の閲覧については、現在台帳整理(既存のスキャニング)を実施しておりますが、何分にも時間を要する業務であること、また、システム構築費用の問題もありますので、解決に向け努力して参ります。
7	防油柵の深さ基準について。現状、防油柵の深さが70cmを超えると契約書を提出していますが、最近の建築物は、基礎厚みがあるし、強度を確保するためにスリーブを入れられる位置も限られています。最近の建築物の構造に合わせ、基準の改正を検討してもらいたい。	防油柵の深さ(70cm)については、建築主が維持管理できる高さの基準として設けているものであり、基準値内での施工をお願いします。また、基準値を超えるものについては、維持管理できる深さを建築主と十分協議・説明をし、トラブル防止をお願いします。基礎工事等について制約があるものについても、設計者及び建築主と事前に確認を取り、建築主の了解を取って下さい。その了解が取れた証として誓約書の提出をお願いします。 現行基準を簡単に変更はできないが内部で協議はしていきたい。

質問及び意見		
8	完了検査を月2回でも休日にしてほしい。	労務管理や人員等の関係から現体制ではできません。なお、特別な事情がある場合については、ご相談下さい。
9	公共樹設置について、見積りの段階で、公費か自費か確認が必要で、受注出来るか分からない内に経費が掛る為、以前の様に、字図、要約書無しで、教えて貰えないか。	公共汚水柵を公費で設置する場合につきましては、宮崎市公共汚水柵設置要綱(平成25年4月1日改正、平成26年4月1日施行)に定められた下記の要件を全て満たす必要があります。 ①これまでに公共樹が設置されたことのない土地であること。 ②公共樹を設置しようとする土地にかかる下水道事業受益者負担金等について未納がないこと。 ③下水道供用開始日以降に分筆された土地でないこと。 上記の要件に基づき、字図や要約書で土地の分筆状況及び所有者、負担金・分担金の賦課の有無や納入状況を確認して、公費か自費かを判断しております。このため、字図と要約書が必要であり、提出をお願いしているところです。
<b>3 水道施設工事に関すること</b>		
1	掘削幅について DIP-NSのφ300以上が狭くなっている ので、施工に支障があるので、広くして 欲しい。	掘削幅については、「水道事業実務必携」に基づいており、平成28年度に指針の改定に合わせて決定しております。 今後、配水管布設工事でも国庫補助が付く事業が出来る可能性がある ので「水道事業実務必携」や関連施工管理基準などを十分に理解して 施工する必要があります。基本的には国庫補助があるなしに関わらず 施工管理をして頂ければなりません。
2	設計図について 横断暗渠の記載が抜けていて、φ400以上 は納期がかかるので、設計時点での 確認をよろしくお願いします。	設計の時点で確認できた箇所については、当初設計に反映させます。 試加試掘の判断については、局担当者へ事前に協議簿を提出して頂く ことによります。事後や口頭協議となると変更設計として反映させる ことは難しいです。
<b>4 その他</b>		
1	検査予約を二日前の15時より前に締め 切らないでほしいです。三日前に締め 切られることもあります。	完了検査を行う上において、事前に図書等(上下水)の確認作業が必要 になることから、原則として2日前の15時までの検査予約でお願い します。 また、3日前に締め切られる件については、検査が集中して出てくる場 合があり、対応出来ないと判断した時に、締め切ることがあります。これ については、事前相談をお願いします。その上で調整が可能など については、検査予約を受けることとします。 大変申し訳ありませんが、ご協力をお願いします。

以上